

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

統一商事法典第9編の改正について

角 紀代恵

Discussion Paper No. 98-J-7

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒100-8630 東京中央郵便局私書箱 203 号

統一商事法典第9編の改正について

角 紀代恵*

要 旨

本稿は、米国統一商事法典第9編の改正案を、その背景や経緯とともに紹介するものである。第9編改正案は、預金勘定が元の担保目的物である場合の担保権の成立、対抗力あるいは優先順位を認めたほか、銀行の貸付債権等を含む支払無形財産の売買にまで適用範囲を拡大した。また、改正案は、証券に対する担保権の対抗要件として、従来の証券の占有に加え、登録も認めている。さらに、登録制度について、積年の問題を解決すべく、全面改正が行われ、メディア・ニュートラルな登録制度の導入に伴う、登録制度の明確化、登録情報へのアクセス等について、規定されている。

第9編の改正案は担保権の設定、実行等を容易にするという現行法の基本方針に沿うものではあるが、無担保債権者への配当財源をますます減らす方向に働くとの批判も一部に聞かれ、今後の議論の帰趨が注目される。

キーワード：UCC 第9編、担保法、債権流動化、証券化

JEL classification：K19

* 立教大学法学部教授(E-mail:kiyoe@rikkyo.ac.jp)

目 次

1 . はじめに -----	1
2 . 改正案の骨子-----	2
(1) 第 9 編の適用範囲の拡大 -----	2
(2) 準拠法の選択 (choice of law) -----	4
(3) 対抗要件 (perfection) について -----	5
(4) 優先権について-----	6
(5) 登録 (filing) について -----	6
(6) 不履行および担保権の実行について -----	6
3 . 預金勘定について -----	8
4 . 証券に対する対抗要件について -----	10
(1) 対抗要件の拡大-----	10
(2) 譲渡抵当権 (mortgage) 付き住宅ローン債権証券-----	11
5 . 支払無形財産 (payment intangible) の創設 -----	12
6 . 登録制度の改正 -----	14
(1) メディア・ニュートラルな登録制度の導入 -----	14
(2) 施行規則の制定-----	16
(3) その他の改正点-----	17
7 . 最後に 方針をめぐる疑問-----	17

1. はじめに

本稿は、米国統一商事法典（Uniform Commercial Code、以下「UCC」という）第9編について先般公表された改正案の紹介である¹。

改正案の紹介に入る前に、改正の背景や経緯について、簡単に触れておきたい。

UCC第9編は、質権（pledge）、動産抵当（chattel mortgage）、受取勘定債権金融（accounts receivable financing）等、従来、存在した各種の動産担保制度の区別を廃止し、統一的な制度にまとめたものである。同編は、製造業、小売業、サービス産業に対する担保付与信ビジネスについて、基本的な枠組みを提供している。このため、同編は、一方では、自動車等の消費者物品の売買代金担保に適用され、他方では、航空機やコンピュータのような高価な設備の融資に適用されるという具合に、適用される取引の範囲は非常に広い²。

1952年から1967年の間に、UCC第9編は、ルイジアナ州を除く全州において州法として採択された。ところが、この期間を通じて、新しい金融手法が次々に開発されたために、これらの変化に対応するため、1967年、Permanent Editorial Board of the Uniform Commercial Code（以下「PEB」という）は、検討委員会を発足させた。同委員会の勧告は、1972年公式テキストとして結実した³。

ところで、1972年公式テキスト公表後であっても、担保付与信市場は拡大を続け、従来、予測もできなかった金融手法が、次々に登場してきている。それに加えて、第9編をめぐる判例や学説もかなりの集積をみるようになり、さらには、1978年の破産法の改正は、担保付取引に広範な影響を及ぼすこととなった。このため、これらの状況の変化に鑑みて、PEBは、第9編の改正を考えなければならないという点において見解の一致をみるに至った⁴。

¹ 現在、筆者の手元には、1996年5月に開催された American Law Institute（アメリカ法律協会）の年次総会および同年7月に開催された National Conference of Commissioners on Uniform State Laws（統一州法委員会全国会議）年次総会に提出された改正案と1996年10月付の改正案がある。前者は、現行のUCC第9編の各条文配置をそのままにして、内容的に変更を加えたものであるのに対して、後者は、そのほとんどを、現行第9編の条文配置の変更に終始しており、内容的には、前者のそれをほぼそのまま踏襲している。したがって、本稿においては、現行法との対比に際しては、その分かりやすさという点から、前者（以下「改正案」という）を用いることにする。なお、改正案の条文番号に続く〔 〕内の条文番号は、最新の草案（1998年1月時点）の中で、上記改正案の条項に対応するものを、編集者の方で付記したものである。

² William M. Burke, Steven L. Harris and Charles W. Mooney "Interim Report on the Activities of the Article 9 Study Committee" 46 Bus.Law.1883 (1991)

³ Id.1884.

⁴ Ibid .

そこで、1990年、PEBは、American Law Institute(アメリカ法律協会、以下「ALI」という)⁵およびNational Conference of Commissioners on Uniform State Laws(統一州法委員全国会議、以下「NCCUSL」という)⁶の協力を得て、第9編についての研究委員会(Study Committee)を発足させた。同委員会は、PEBより、第9編は、そもそも、改正の必要があるか否かの検討、および、改正の必要があると判断した場合には、改正の方向性を示すことを付託された。これらの問題に対する同委員会の検討結果は、1992年12月1日付けの報告書⁷において明らかにされている。REPORTは、第9編の個別の条文について改正の方向性を示すとともに、改正に向けて、起草委員会(Drafting Committee)を発足させることを提案した。そこで、同委員会の提案を受けて、1993年に、起草委員会が作られた。起草委員会の手による第9編の改正案は、1996年5月に開催されたALIの年次総会で議論された。起草委員会の今後の予定としては、1997年に、第9編の改正案を完成させ、1998年に、ALIとNCCUSLに対して、その同意を取り付けるべく提出する予定である⁸。

2. 改正案の骨子⁹

以下に掲げたのは、改正案に含まれる改正のうち重要と思料される部分の骨子である。なお、このうち、日本の担保法制を考える場合に参考になると考えられる部分については、項を改めて、もう少し詳細にみることにする。

(1) 第9編の適用範囲の拡大

改正案は、以下の点において、第9編の適用範囲を拡大している。

現行第9編においては、預金勘定(deposit account)は、他の担保目的物の代償物(proceeds)である場合にのみ、第9編の適用を受ける。これに対して、改正案においては預金勘定が元の担保目的物(original collateral)である場合についても、第9編の適用を受けるものとしている(後述3.参照)。

現行第9編においては、売掛債権(account)¹⁰と動産抵当証券(chattel

⁵ アメリカ法の簡明化、よりよき司法の確保等を目的として、1923年に創立された団体で、メンバーは約2000名であって、裁判官、弁護士、法学の教授の中から選出される(田中英夫編・英米法辞典による)。

⁶ 各州の法律の統一を促進するために1892年に創設された団体である。その主たる活動は、模範的な州法案を作成し、各州に対し、その採択を促すことにある(田中英夫編・英米法辞典による)。

⁷ Permanent Editorial Board For The Uniform Commercial Code, PEB Study Group Uniform Commercial Code Article 9 Report (December 1, 1992) (以下「REPORT」という)

⁸ 改正案 xii 頁

⁹ 改正案 xii 頁 ~ xx 頁

¹⁰ 売掛債権(account)とは、それが、履行によって既発生であるか否かにかかわらず、売却

paper)¹¹については、その売買についても、第9編の適用範囲に含まれているが、一般無形財産 (general intangible)¹²の売買については、適用範囲に含まれてはいない(9-102条(1)(b))。これに対して、改正案においては、一般無形財産のうち、第三債務者 (account debtor)の主たる義務が金銭の支払いである支払無形財産 (payment intangible)の売買についても、適用範囲に含まれるものとしている(後述5.参照)。これによって、現行法と比べて、第9編の登録を行うことによって、対抗力の具備が可能となる債権の売買の範囲が銀行の貸付債権等にまで広がることになる。ただ、起草委員会は、銀行によるローン・パーティシペーション等、支払無形財産の売買であっても、第9編の登録制度から除外されるべきものの存在を認めている。そこで、この結果を実現するために、具体的にどのような条項にすべきかという問題が残っている。

現行第9編は、約定担保権 (security interest)のみをその対象としているが、改正案では、非占有型法定担保権である農業リーエン (agricultural lien)も、その対象に含まれるものとしている。改正案9-105条(a)(2)[9-102条(a)(3)(A)]は、農業リーエンについて、「農産物あるいは農産物の代償物に対する権利であって、(i)債務の支払いまたは履行を担保し、(ii)農業に従事している債務者に対して、通常の営業の過程において (in the ordinary course of its business)、物品あるいは役務を提供する者のために制定法によって成立せしめられ、(iii)その効力が、その者による農産物あるいはその代償物の占有に係らしめられていないものをいう」と定義している。

なぜ、改正案において、法定担保権である農業リーエンが、その対象とされるようになったのか。その理由は、以下の通りである。すなわち、現在、アメリカ合衆国においては、農業リーエンが、急速にその数を増やしつつあり、一つの州の中でさえも、複数の農業リーエンに関する立法があり、それぞれが、農業リーエンの成立、公示の要否、優先順位あるいは実行方法について、大きく異なる定めをおくに至っている。このため、対抗要件 (perfection)、優先順位、実行方法については、第9編の定めるルールを統一的に適用すべきである旨の勧告がなされたからである¹³。したがって、いかなる場合に農業リーエン

または賃貸された物品 (goods) もしくは提供された役務に対する支払請求権であって、証券 (instrument) または動産抵当証券に表象されていないものをいう (9-106条)。

¹¹ 動産抵当証券 (chattel mortgage) とは、金銭債務と特定物品上の担保権または賃借権との双方を証する書面をいう (9-105条(1)(a))。

¹² 一般無形財産 (general intangible) とは、物品、売掛債権、権原証券 (document)、証券、投資資産 (investment property) および金銭以外のすべての動産 (personal property、債権 (thing in action) を含む) をいう (9-106条)。

¹³ REPORT, supra note 7, at 181.

が成立するか、あるいは、いかなる財産が農業リーエンの目的となるかについては、各州の農業リーエン法に委ねられており、第9編の関知するところではない¹⁴。なお、REPORTは、農業リーエンについてのこの試みが成功すれば、この手法は農業リーエン以外の法定担保権についても用いることができる旨、指摘している¹⁵。

現行第9編においては、不法行為(tort)から発生する請求権は、その適用範囲から除外されている(9-104条(k))。しかし、改正案では、個人の生活保障的な意味合いを有するもの(例:個人が取得する人身損害に対する損害賠償請求権)を除いては、不法行為から発生する請求権をその対象としている(改正案9-104条(11)[9-112条(d)(12)(A)、9-102条(a)(9)(B)(ii)])。ただし、改正案がこれを第9編の対象に含めたのは、議論のためだけであるとされている。

(2) 準拠法の選択(choice of law)¹⁶

アメリカ合衆国においては、動産担保法は州法事項であることから、準拠法の選択の問題が生ずる。これに対し、日本の場合、国内法だけを考えている限りは、この問題は生じない。

現行9-103条は、担保目的物の種類ごとに、対抗要件(perfection)および優先順位に関する準拠法の選択のルールを定めている¹⁷。改正案は、このルールを変更し、ほとんどの担保目的物の場合、担保権の対抗要件および優先順位については、債務者の所在地法が適用されるとしている。なお、現行第9編において債務者の所在地法が適用されるのは、売掛債権、一般無形財産、移動物品(mobile goods)¹⁸(9-103条(3)(b))、ならびに、登録によって対抗力が具備される場合における動産抵当証券(同条(4))および投資財産(同条(6)(f))である。さらに、改正案は、債務者の所在地の定義を、現行第9編の債務者の営業の場所から、設立準拠地に変更したが、この点については後述する(6.(1)参照)。

また、現行9-103条(3)(b)は、売掛債権、一般無形財産および移動物品が担

¹⁴ Steven L. Harris and Charles W. Mooney "The Article 9 Study Committee Report: Strong Signals and Hard Choices" 29 *Ida.L.Rev.* 576.

¹⁵ REPORT, *supra* note 7, at 181.

¹⁶ 改正案 xiii 頁 ~ xv 頁

¹⁷ たとえば、現行9-103条(1)(b)は、権原証券、証券、通常の商品に対する担保権の対抗要件および優先順位については、原則として、「それに基づいて担保権が対抗要件を具備したか否かが主張される last event が起こった時に、担保目的物が存在した法域(jurisdiction)の法によって定められる」と定めている。

¹⁸ 移動物品(mobile goods)とは、自動車、航空機、トレーラーのように、移動性を有しており、通常、二つ以上の法域で用いられるものをいう(9-103条(3)(a))。

保目的物である場合、「債務者が居住している法域 (jurisdiction) の法 (抵触法のルールも含む) が担保権の対抗要件および対抗力の有無を定める」と規定している。これに対して、改正案では、各州の間における法の不統一による影響を最小化すべく、「(抵触法のルールも含む)」という記述を削除し、準拠法の選択のルールについては、もはや言及されていない¹⁹。

(3) 対抗要件 (perfection) について²⁰

(1) で述べたように、改正案は、預金勘定を第9編の対象に含めている。そして、改正案は、預金勘定に対する担保権は、原則として、担保権者が担保目的物たる預金勘定に対して支配 (control) を得ることによってのみ、対抗要件を具備できるとしている (改正案9-304条 (a)(2) [9-310条 (b)(2)])。預金勘定に対する担保権の対抗要件である支配は、たとえば、担保権者が、債務者の同意を得て、預金機関 (depository institution) から同機関が担保権者の指示に基づいて行動する旨の合意を取り付けることによって得られるが、預金機関が担保権者である場合には、自動的に支配を得ることができる (改正案9-117条 [9-109条]) (後述3. 参照)。

また、現行9-304条 (1) によれば、証券²¹に対する担保権の対抗要件は、担保権者による占有に限られている。これに対して、改正案9-304条 (a) [9-310条 (a)] は、証券に対する担保権は、登録 (filing) によっても対抗要件を具備できるとしている。なお、証券に対する担保権の対抗要件の問題は、譲渡抵当 (mortgage) によって担保されている住宅ローン債権を証する証券に対する担保取得をめぐる議論の一環をなすので、後に、この議論をみるときにも言及する (後述4. 参照)。

(4) 優先権について

改正案は、新たに、第9編の対象に含められた預金勘定に対する担保権の優先

¹⁹ 改正案9-103条の Reporters' Comments

²⁰ perfection とは、第9編が編み出した言葉であり、ある特定の担保目的物について、可能な限り最大の保護を取得することと定義される。ところで、アメリカ法においては、日本法でいうところの対抗要件の概念は存在せず、たとえば、同じく第三者であっても、担保権者がその権利を主張するための要件は、その者が、競合担保権者か、担保目的物の買主か、あるいは差押債権者か等々第三者の種類によって異なる。したがって、perfection を対抗要件と訳すのは必ずしも適当ではないが、他に適当な訳語もないために、このように訳すことにする。

²¹ 証券とは、「流通証券 (negotiable instrument) (3-104条) もしくは金銭の支払いを請求する権利を証するその他の書面であって、それ自体、担保約定書 (security agreement) でも賃貸借証書でもなく、営業の通常過程において、引渡 必要な場合には裏書または譲渡証書を伴う によって移転されるもの」をいう (現行9-105条 (1)(1))。

権に関する規定を新設した(9-312条(j)[9-325条])。同条は、1994年に行われた第8編の改正に合わせて第9編に新設された投資財産に対する担保権の優先権に関する規定(現行9-115条(5))と、同様の内容を有している(後述3.参照)。

(5) 登録(filing)について

改正案においては、登録について定める第4部は、積年の問題を解決すべく、全面的に書き換えられており、今回の第9編の改正は、登録制度に主眼が置かれていると言えよう。登録制度に関する改正点については、6.で検討することにする。

(6) 不履行および担保権の実行について²²

改正案では、不履行および担保権の実行について定めている第5部も、大幅に書き換えられている。すなわち、改正案は、消費者保護の観点から消費者担保付取引に関する特則を新設するとともに、担保権の実行をめぐる紛争の回避を目指して、担保権の実行手続について詳細な規定をおいている。そのうち、目立った改正点は以下の通りである。

消費者担保付取引(consumer secured transaction)²³に関する改正

UCCは、制定当初から、担保権の実行について、原則として、商人間の担保付取引と消費者担保付取引を区別していない。両者の区別がなされていないのは、積極的に両者の区別を否定しようとする趣旨からではなく、起草者が、近い将来、消費者取引について別の統一法が起草され、その中で、担保権の実行についても、特別の規定が置かれることを予想していたからであるといわれる。しかし、起草者の予想に反して、この点を定めた統一法典は現れていない²⁴。そこで、改正案においては、担保権の実行に関して、消費者担保付取引の場合の特則をいくつか含んでいる。もっとも、これらの特則の多くは、関係団体の見解に基づくものであり、必ずしも、起草委員会の見解を反映しているものではない²⁵。したがって、これらの条文が、最終改正案においても、採用さ

²² 改正案 xviii 頁 ~ xx 頁

²³ 消費者担保付取引(consumer secured transaction)は、改正案において、新たに導入された概念であり、担保付取引のうち、個人、家族あるいは世帯のために、債務者によって使用あるいは保持されている物を担保目的物とし、かつ、個人、家族、世帯の目的のために負担された債務を被担保債権とするものをいう(改正案9-105条(a)(10)[9-102条(a)(17)])。

²⁴ 伊藤真「アメリカ合衆国における動産担保権者の自力救済」名大法政論集81巻383頁

²⁵ たとえば、改正案9-506条(b)[9-622条(b)]は、消費者担保付取引において、債務者が、割賦金の弁済を怠ったことにより、期限の利益を喪失した場合には、担保権者が担保権の実行に着手していても、債務者は、被担保債権全額ではなく、期限の利益を喪失しなかつ

れるか否かは、現在のところ、流動的である。

後順位担保権者による担保権の実行

UCC 第 9 編にあっては、担保権の私的実行が認められているので、後順位担保権者が先順位担保権者に先立って担保権を実行した場合の法律関係が明確でない、紛争が多発するおそれがあるが、現行第 9 編は、この点についての規定を欠いている。そこで、改正案は、この点について詳細な規定をおいている。すなわち、改正案においては、担保権者は、担保権の実行によって得られた売得金について、自らの担保権に劣後しない担保権の負担を負うことはなく、また、清算金を、それら自らの担保権に劣後しない担保権者 同順位および先順位担保権者 に支払う義務もないと定める (9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)])。しかし、改正案 9 - 504 条 (n) [9 - 615 条 (a)] (現行 9 - 504 条 (4) も同じ) は引受主義をとっているために、改正案 9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)] によって、同順位および先順位担保権者が害されることはない。

このように、担保目的物が有体物の場合には、担保権の実行が行われても、担保目的物自体は消滅するわけではない。したがって、9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)] のような規定をおいても、引受主義を採用して、担保目的物の買受人に、担保権の実行をした担保権と同順位あるいは先順位の担保権を引き受けさせることによって、同順位あるいは先順位担保権者の保護を図ることができる。しかし、担保目的物が金銭債権の場合には事情が異なる。というのは、金銭債権は弁済によって消滅してしまうために、引受主義を採用することができないからである。UCC においては、第三債務者は、劣後譲受人 (後順位担保権者) であっても、最初に譲渡通知が行われた譲受人に弁済すれば、免責される (現行 9 - 318 条 (3)、改正案 9 - 318 条 (d) [9 - 404 条 (e)])²⁶。したがって、担保目的物が金銭債権の場合に、改正案 9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)] と同様の規定を置くと、担保権を実行した担保権者に劣後しない担保権者には酷な結果となる。しかし、改正案は、この場合についても、9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)] と同様な規定を置いている (9 - 502 条 (f))。すなわち、担保権者が、担保権

たとしたら支払期限が到来した割賦債権額のみを担保権者に提供することで、債務不履行を治癒でき、したがって、担保権の実行を止めることができると定める [1998 年 1 月時点の草案の 9 - 622 条 (a) では、これに加え、債務不履行の治癒の前提条件として、債務者が被担保債権額の 60 パーセントの支払いをしていること等を要求している]。なお、改正案における消費者担保付取引関連条文の詳細については、Gail K. Hillebrand "The Revision of UCC Article 9 : Issues for Consumers" 27 U.C.C.L.J. 179 参照。

²⁶ この点、日本民法においては、債権の多重譲渡の場合、譲渡の対象となった債権の債務者 (以下「第三債務者」という) は、競合譲受人間で優先する譲受人に弁済しなければ免責されない (467 条)。

の実行として、第三債務者から、直接取り立てた場合には、同人が取り立てた金銭を受領するに際して、善意で (in good faith)、かつ、その受領が同人の担保権に劣後しない担保権者の権利を害することを知らなかった場合には、同人が取り立てた金銭は、それらの担保権の負担を負うことはなく、また、同人は、それらの担保権者に対して、清算金の報告義務も支払義務もないと定めている。このため、金銭債権が担保目的物の場合には、改正案 9 - 504 条 (e) [9 - 614 条 (i)] と異なる規定を置くべきであるとの主張もある²⁷。

担保権の実行通知

9 - 504 条 (3) は、担保権を実行しようとする担保権者に対して、債務者および他の担保権者へ担保権の実行を通知することを義務付けている²⁸。このうち、実行通知を送付すべき担保権者の範囲については、1972 年の改正前にあっては、債務者の名前で索引に掲載された貸付証書を登録している担保権者および担保権を実行しようとする担保権者に知られた担保権者とされていたのに対して、現行法にあっては、担保権を実行しようとする担保権者に対して書面で担保目的物に対する自らの権利を通知した担保権者に限られている。しかし、競合する担保権の存在する担保目的物の実行から発生する問題の多くは、競合担保権者に、事前にその権利を擁護する機会を与えることによって、その発生を防止できることから、改正案は、実行通知を送付すべき担保権者の範囲を、貸付証書の登録によって対抗力を具備した担保権者および農業リーエン保持者に拡大している (9 - 504 条 (g) (2) [9 - 611 条 (b) (2)])。

3 . 預金勘定について

預金勘定に対する担保権の成立、対抗力あるいは優先権を明確にしようとの趣旨から、改正案は、預金勘定が元の担保目的物である場合についても、第 9 編の適用を受けるものとし、以下のような規定を置いている。

担保権の成立 預金勘定に対する担保権は、他の担保目的物に対する担保権と同様に、債務者が担保目的物の記載されている担保合意 (security agreement) に署名することによって成立する。しかし、これに加えて、預金勘定に対する担保権は、担保権者が、債務者との合意にしたがって、後述する支配 (control) を取得することによっても成立する (改正案 9 - 203 条 (a) (1) [9 - 203 条 (b) (3)])。このように、合意による支配は、担保権の成立要件である担保合意の代替機能を

²⁷ 1998 年 1 月時点の草案では、改正案 9 - 502 条 (f) に該当する条文は見当たらない。

²⁸ 現行 9 - 504 条 (3) は、担保目的物が、腐りやすかったり、急速に減価するおそれがあったり、あるいは、通常、公設市場で売却される種類のものである場合でなければ、公売 (public sale) の場合には、それが行われる時と場所を、相対売買およびその他の方法による処分の場合には、それら処分がいつから行われるかを通知しなければならないと定める。

果たしている。

担保権の対抗力 預金勘定に対する担保権は、支配²⁹によってのみ、対抗力を具備できる（改正案 9 - 304 条 (a) (2)〔9 - 310 条 (b) (2)〕）。

担保権の優先順位 改正案 9 - 312 条 (j)〔9 - 325 条〕は、同一の預金勘定に対する競合担保権間の優劣について、以下のように定めている。

- (1) 預金勘定に対して支配を有する担保権者の担保権は、支配を有しない担保権者の担保権に優先する。
- (2) (3) (4) で別段の定めがある場合を除いて、支配によって対抗力を具備した担保権は、同順位である。
- (3) (4) で別段の定めがある場合を除いて、預金勘定が維持されている預金機関の担保権は、他の担保権者の競合担保権に優先する。
- (4) 9 - 117 条 (a) (3) が定める支配によって対抗力を具備した担保権は、預金勘定が維持されている金融機関の担保権に優先する³⁰。

以上みたように、預金勘定に対する担保権に関する改正案の規定は、当該預金勘定を維持している預金機関に非常に有利な内容となっている。というのは、まず、預金機関は、自行預金を担保にとった場合には、自動的に対抗力を取得できる（改

²⁹ 改正案 9 - 117 条 (a)〔9 - 109 条 (a)〕によれば、担保権者は、以下の場合に、預金勘定に対して支配を有する。すなわち、

- (1) 担保権者が預金勘定の維持されている預金機関（depository institution）である場合、
 - (2) 預金勘定が維持されている預金機関が、書面によって、債務者の同意がなくても勘定中の資金の処分を命ずる担保権者の指示に従う旨、同意した場合、あるいは、
 - (3) 担保権者が、預金勘定について、預金機関の顧客（customer）（4 - 104 条）になった場合
- (3)の場合、担保権者は、預金勘定に対して担保権しか有していないにもかかわらず、当該預金勘定は、担保権者の名義で維持されることになる。そして、担保権者は、顧客として、預金勘定の引出権を享受できる。

いずれにしろ、9 - 117 条 (a)〔9 - 109 条 (a)〕により、預金勘定に対して支配を有する担保権者は、債務者の不履行に際して、司法手続を経ることなく、直ちに、預金勘定へのアクセスが可能となる。しかし、債務者が、担保権の成立後であっても、担保目的物となっている預金勘定からの引出権を有する場合には、担保権者は、せいぜい、債務者の不履行時に預金勘定に残っている資金に対して対抗力のある担保権を取得するだけの結果となる。

³⁰ 改正案 9 - 312 条 (j) (4)〔9 - 325 条 (4)〕によれば、同一の預金勘定に対する競合担保権が存在する場合、預金機関の担保権は、9 - 117 条 (a) (3)〔9 - 109 条 (a) (3)〕の定める支配を有する担保権者に劣後する。そこで、この規定と平仄を合わせる意味で、改正案 9 - 312 条 A〔9 - 337 条〕は、預金勘定を維持している預金機関は、9 - 117 条 (a) (3)〔9 - 109 条 (a) (3)〕の定める支配を有する担保権者を除き、当該預金勘定に対する担保権者に相殺をもって対抗できると定める。

正案 9 - 117 条 (a) (1) [9 - 109 条 (a) (1)])。さらに、同一の預金勘定に対して担保権が競合した場合には、通常は、当該預金勘定を維持している預金機関が優先権を有する (改正案 9 - 312 条 (j) (3) [9 - 325 条 (3)]) ことから、預金機関は、他の担保権の存在を調査することなく、安んじて、自行預金を担保にとることができるからである。

4 . 証券に対する対抗要件について

(1) 対抗要件の拡大

2 . (3) で述べたように、現行 9 - 304 条 (1) によれば、証券に対する担保権の対抗要件は、担保権者による証券の占有に限られている。これに対して、改正案は、研究委員会の勧告³¹を容れて、証券に対する担保権の対抗要件として、占有に加えて、登録も認めた (9 - 304 条 (a) [9 - 310 条 (a)])。ところで、研究委員会は、担保権の設定および実行に伴うコストを小さくするべきであるとの方針に基づいて、第 9 編の改正を検討した。そして、これから述べるところから明らかなように、証券に対する担保権の対抗要件に関する勧告は、その好例であると言える³²。

それでは、研究委員会は、なぜ、このような勧告をしたのだろうか。現行法によれば、前述したように、証券に対する担保権の対抗要件は占有に限られているのに対して、証券に化体されていない金銭支払請求権に対する担保権の対抗要件は貸付証書の登録に限られている (9 - 302 条 (1))。このため、金銭支払請求権を証する書面が存在する場合にあっては、当該請求権に対して担保権を設定しようとする者は、その書面が証券に該当するか否かを判断する必要に迫られることになる³³。そして、仮に判断できない場合には、担保権者は、対抗力ある担保権を取得するべく、貸付証書の登録に加えて当該書面の占有を取得するか、あるいは、対抗力の具備は諦めるかわりに、貸付利率を上げる等して、債務者にコストを転嫁しようとするであろう。これに対して、改正案によれば、担保権者は、書面の証券該当性について判断できない場合であっても、登録によって、対抗力の具備が可能となる。さらに、研究委員会は、占有の方が登録よりもコストがかか

³¹ REPORT, supra note 7, at 152.

³² Steven L. Harris and Charles W. Mooney, supra note 14, at 565.

³³ 「証券」の定義については、注21参照。

書面が流通証券 (negotiable instrument) (3 - 104 条) に該当するか否かについては、書面自体から判断することが可能である。しかし、書面が流通証券に該当しない場合には、「営業の通常過程において、引渡 必要な場合には裏書または譲渡証書を伴う によって移転されるもの (現行 9 - 105 条 (1) (1))」であるか否かについて事実を確認する必要がある (注 21 参照)。

ることも、改正の理由として挙げている。なお、このコストについては、債務者によって回収、管理されるべき膨大な数の証券が担保目的物である場合には、特に、高くなるとの指摘がなされている³⁴ ³⁵。

ところで、現行法の下では、証券に対する担保権の対抗要件は証券の占有に限られているため、金融業者の間には、住宅ローン債権を化体している証券に対する担保権を設定するに際して、UCC の登録を調査するという慣習は存在していない。しかし、改正案のように、登録を証券に対する担保権の対抗要件として認めると、証券に対する担保権の設定に際して、UCC の登録を調査する必要が生ずる。このため、従来慣習を尊重する意味で、占有によって対抗力を具備した証券に対する担保権は、登録によって対抗力を具備した担保権に優先する旨の規定をおくべきか否かが検討されている³⁶。

(2) 譲渡抵当権 (mortgage) 付き住宅ローン債権証券

住宅ローン債権証券を担保するために譲渡抵当権が設定されている場合、住宅ローン債権証券に対する担保権の設定に関連して、以下のような問題がある。すなわち、証券に対する担保権の設定によって、担保権者は譲渡抵当権に対する権利も取得するか、あるいは、譲渡抵当権に対する権利は取得するとしても、当該権利に対する対抗力は取得できるのかという問題である³⁷。この問題を解決するために、研究委員会は、動産抵当証券の不動産版ともいべき不動産証券 (realty paper) 金銭債務と不動産上の譲渡抵当権 (mortgage) との双方を証する書面の導入を勧告したが、この勧告は改正案の採用するところとはならなかった。

³⁴ たとえば、住宅ローン債権を証する証券について担保権を設定する場合がこれにあたる。

³⁵ Steven L. Harris and Charles W. Mooney, *supra* note 14, at 565-566.

³⁶ 1996年10月付の改正案(注1参照)9-327条(c)[9-327条(d)]

³⁷ 同様の問題は、日本法の下においても起こり得る。すなわち、流動債権譲渡担保にあっては、債務者(流動債権譲渡担保の被担保債権の債務者)の信用状況が悪化しない限り、担保の目的となった債権の取立は債務者によって行われる。そこで、この債権を被担保債権とする抵当権が設定されている場合、債務者が抵当権の実行を行うことになる。この場合、債権譲渡担保については対抗要件を具備していたとしても、抵当権の移転については対抗要件を具備していない、すなわち、抵当権の登記は債務者の下にあるというのが通例であろう。抵当権の実行としての競売は抵当権の登記を有する者の申立てによって開始する(民執181条1項3号)ので、通常は、問題が顕在化することはないと考えられる。しかし、抵当権の被担保債権は譲渡担保権者に移転しており、抵当権の附従性によって、抵当権も譲渡担保権者に移転しているはずである。すなわち、債務者は、もはや、抵当権者ではないことから、同行が行った抵当権の実行に対して、抵当権設定者が異議を申立てたり(民執182条)あるいは、他の債権者が配当異議訴訟(民執90条)を提起したりする可能性がある。

5 . 支払無形財産 (payment intangible) の創設³⁸

UCC 第 9 編は、その標題「担保付取引 (secured transaction)」が示すように、動産 (personal property) または不動産の定着物 (fixture) に対して「担保権 (security interest)」を設定しようとする取引に適用されるものではあるが、ここに一つの例外がある。すなわち、現行 9 - 102 条 (1) (b) は、売掛債権および動産抵当証券については、売買であっても、第 9 編の対象としている。これに対して、一般無形財産の場合には、売買について第 9 編の適用がなく、たとえば、銀行の貸付債権やライセンス契約またはフランチャイズ契約上のロイヤリティ債権等の売買は、第 9 編の適用を受けない。さらに、クレジット・カード債権については、それが、一般無形財産、売掛債権または証券のいずれに該当するかについて議論があるため、その売買が第 9 編の適用を受けるか否かは、判然としないと云わざるを得ない。

研究委員会は、一般無形財産の売買が第 9 編の対象から除外されていることから、以下のような問題が生ずると指摘している。すなわち、一般無形財産の売買については、第 9 編の登録が要求されていないことから、それが公示 (public notice) されることがない³⁹、売掛債権および動産抵当証券の売買については、9 - 401 条以下に定められている登録を行うことによって、譲受人は、対抗要件を具備することができる (9 - 302 条)。これに対して、一般無形財産の売買については、譲受人は各州のコモン・ローにしたがって対抗要件を具備しなければならないところ、このコモン・ローが必ずしも明確ではない⁴⁰、売掛債権や動産抵当証券の場合、売買についても第 9 編の適用があるのは、それらを目的とした商業金融が、しばしば、担保の形式ではなく、売買の形式をとって行われることがあり、「担保のための移転」と「売買」を区別することが困難なためである。しかし、一般無形財産の場合

³⁸ 改正案 9 - 106 条 (c) [9 - 103 条 (c)] によれば、支払無形財産 (payment intangible) とは、「第三債務者の主たる義務が金銭の支払いにある一般無形財産 (general intangible) をいう」。

³⁹ わが国においては、債権譲渡の対抗要件を定めている民法 467 条に対して、債務者を公示機関として位置づけているとの説明が与えられている。これに対して、アメリカにおいては、公示たりうるためには、誰でも、公示機関に問い合わせることによって情報を得ることができるものでなければならないとされ、したがって、通知によって債務者に債権譲渡の認識を与えたとしても、公示の要求を満たすことはできないとされる (拙稿「債権流動化と債権譲渡の対抗要件 (2)」NBL597 号 24 頁以下参照)。

⁴⁰ 売掛債権および動産抵当証券の証券化にあつては、第 9 編の登録を行うことによって、バンククラブシー・リモートを確保することができるのに対して、一般無形財産の証券化にあつては、その確保は必ずしも容易ではない。そこで、筆者は、研究委員会の勧告の背景には、証券化の進展があるのではないかと推測している。なお、アメリカ法における債権譲渡における二重譲受人間の優劣判断基準については、拙稿「債権譲渡における権利の競合とその優劣 アメリカ法の場合」加藤一郎古希記念 (下) 556 頁以下参照。

も状況は同じである、 売掛債権、動産抵当証券、証券、一般無形財産のどれに分類すべきか困難な財産がある、 一般無形財産の売買は、依然として、ベネディクト対ラトナー事件⁴¹の適用を免れない、としている⁴²。

以上に述べた問題意識に基づいて、研究委員会は、第三債務者の主たる義務が金銭の支払いである一般無形財産については、その売買も、第9編の範囲に含ましめるべきであるとの勧告を行った。しかし、同時に、ローン・パーティシペーション等の金融機関によるローン債権の売買を例に挙げて、同じく第三債務者の主たる義務が金銭の支払いである一般無形財産であっても、その売買を、同編、特に登録条項に服せしめることが実際的でなかったり、あるいは、不必要なものについてまで、同編の適用を拡大すべきではないとしている⁴³。なお、この除外される取引を画するための基準としては、たとえば、商業銀行のように規制を受ける企業 (regulated entity) が売主になる売買を除外するという場合に、売買の当事者によって画するという方法や、パーティシペーション利益 (participation interest) の売買を除外するという場合に、売買される一般無形財産の法形式によって画するという方法が考えられる。しかし、前者に対しては、金融機関を取り巻く状況は時々刻々変化を続けるので、このような基準では、すぐに陳腐化してしまうとの、また、後者に対しては、第9編の適用を免れるべく、同編が適用除外としている法形式に合致させるべく種々の取引が考案されることになってしまうとの批判がある⁴⁴。いずれにしろ、改正案は、この勧告を受けて、新たに「支払無形財産」を定義し、その売買を適用範囲に含めるものとしてはいるが、勧告が要求した除外条項は設けていない(9 - 102条 (a) (3) [9 - 112条 (a) (3)])。

6 . 登録制度の改正

(1) メディア・ニュートラルな登録制度の導入

はじめに 登録制度に関する主要な改正点の一つめは、メディア・ニュートラルな登録制度の導入である。すなわち、現行第9編の登録制度は、貸付証書に記載されている情報を伝達する媒体は紙であるということを前提として構築されている。しかし、今日、登録に係る事務負担量の増加を前にして、登録

⁴¹ Benedict v. Ratner, 268 U.S. 353, 45 S.Ct. 566 (1925). 同事件において、設定者が担保財産を支配するような担保権設定は、法律上当然に詐害的であり無効であるという原則が宣言された。第9編は、この原則を廃し、浮遊担保 (floating lien) の有効性を認めた (9 - 205条)。なお、同事件については、大和田実「米国における動産担保法の形成 (1)」法協 95 巻 2 号 392 頁を参照。

⁴² REPORT, supra note 7, at 44-45.

⁴³ Recommendation 1.A., REPORT, supra note 7, at 47.

⁴⁴ Steven L. Harris and Charles W. Mooney, supra note 14, at 572.

制度を、紙を前提とした手作業から、コンピュータ・ベースのシステムへと移行する州が増加している⁴⁵。そこで、このような事態に対応するべく、改正案にあっては、登録制度は、情報を伝達する媒体をすべて同等に扱うメディア・ニュートラルなものとして構築されている⁴⁶。

必要的記載事項としての債務者の署名⁴⁷ 現行 9 - 402 条 (1) は、債務者の署名を貸付証書の必要的記載事項の一つとして定めている。しかし、メディア・ニュートラルな登録制度を可能にするためには、貸付証書の必要的記載事項から債務者の署名を省く必要がある。この点、第 9 編は、登録を債務者の財産状況に関する調査の出発点として位置づける公示登録制度 (notice filing system) を採用しており⁴⁸、貸付証書に債務者の署名がなくても、調査の出発点としての機能が損なわれることはない。そこで、改正案は、債務者の署名を貸付証書の必要的記載事項から除いている。しかし、債務者の署名の有無によって、公示登録制度の機能自体が左右されることはないとしても、債務者の署名が登録の真正さを担保する機能を果たしていることは否定できない。このため、改正案は、登録の真正さを担保すべく、新たに、無権限者による登録の防止策を定めている⁴⁹。

⁴⁵ 今日、紙を前提とした手作業による登録制度を採用しているのは、インディアナ、ケンタッキー、ニュー・ハンプシャー、ロード・アイランドの各州にとどまる (Edward S. Adams, Steve H. Nickles, Susan Sande and William R. Shiefelbein "A Revised Filing System: Recommendation and Innovation" 79 Minn.L.Rev. 889 (1995))。

⁴⁶ カナダのブリティッシュ・コロンビア州の登録制度においては、担保権者は自身のオフィスの端末から登録を行うことができる。アメリカ合衆国においては、現在、アイオワ州のみが、このシステムの実験中である (Adams et al., supra note 43 at 890)。

⁴⁷ 改正案は、債務者の氏名の他に、担保目的物の記載についても、変更を加えている。すなわち、現行 9 - 402 条 (1) は、貸付証書には担保目的物の種類 (type) あるいは品目 (item) を記載することを要求している。これに対して、改正案 9 - 402 条 (g) [9 - 504 条] は、担保目的物について「すべての資産 (all assets)」とか「すべての動産 (all personal property)」という包括的な記載を認めている。しかし、改正の理由は不明である。

⁴⁸ UCC 制定以前、アメリカ合衆国の動産担保権の登録制度には、担保契約書自体を登録する「取引登録制度 (transaction filing system)」と、担保契約書ではなく、債務者がある債権者と担保取引中である、あるいは、担保取引を行う予定がある旨を示す書類だけを登録する「公示登録制度」があった。なお、これら二つの登録制度については、拙稿「アメリカ合衆国における債権譲渡と対抗要件」ジュリ 1040 号 33 頁以下参照。

⁴⁹ たとえば、改正案 9 - 402 条 (n) (1) [9 - 508 条 (a) (1)] は、債務者が、署名された書面、あるいは、署名された書面によって債務者が認めた他のメディアにおける署名された記録によって、登録を認めない限り、貸付証書の登録はできないと定める。さらに、改正案 9 - 415

債務者の氏名に関する改正 貸付証書は、債務者の氏名によるアルファベット順の索引によって検索される。換言すれば、債務者の氏名は、貸付証書を見つけ出す唯一の手掛かりということになる。このため、現行法の下においても、債務者の氏名の綴りが間違っていたり、債務者の氏名として商号 (trade name) が用いられていたりすると、なかなか貸付証書を見つけ出すことができないという事態が、少なからず生じている。ところで、コンピュータ化された検索システムの下では、検索の対象として入力した債務者の氏名と索引中の債務者の氏名 (貸付証書に記載されている債務者の氏名) がピッタリ合致しないと、目当ての貸付証書を見つけ出すことはできない。このため、手作業による検索システムの下では見つけ出すことができた貸付証書が、コンピュータ化された検索システムの下では見つけ出せないという事態が生ずることが予想される。そこで、このような事態を回避すべく、改正案 9 - 402 条 (c) [9 - 503 条 (a)] は、貸付証書に記載する債務者の氏名を、債務者の態様 個人か、法人か等 ごとに、細かく定めている。たとえば、債務者が登録された法主体 (registered entity) である場合には、貸付証書に記載する債務者の氏名は、債務者の設立準拠地における公的記録に示されている氏名でなければならない、としている (改正案 9 - 402 条 (c) (1) [9 - 503 条 (a) (1)])⁵⁰。

さらに、改正案は、債務者の氏名の記載に瑕疵があったために検索できなかった貸付証書の効力について、特別の定めを置いている。すなわち、現行 9 - 402 条 (8) は、貸付証書は、「重大な誤解 (seriously misleading) を生ぜしめないような軽度の瑕疵 (minor errors) があっても有効である」と定めている。改正案 9 - 402 条 (h) [9 - 506 条] は、これに加えて、「十分に債務者の氏名を記載していない貸付証書は重大な誤解を生ぜしめるものとする。但し、登録所 (filing office) が、債務者の正しい氏名を用いた検索要請に応じて検索した結果、貸付証書を見つけ出すことができた場合には、この限りではない。この場合、たとえ債務者の氏名が不十分であっても、貸付証書は重大な誤解を生ぜしめるものとはならない」と定める。

条 (a) [9 - 519 条 (a)] は、間違っ貸付証書が登録された債務者に対して、当該登録を是正する権利を与えている。

⁵⁰ 前述したように、債務者が登録された法主体である場合に、改正案は、その所在地の定義を、現行第 9 編の債務者の営業の場所 (9 - 103 条 (3) (d)) から設立準拠地に変更した (改正案 9 - 103 条 (a) (4) (i) [9 - 307 条 (d)])。これによって、第 9 編の登録制度を法主体の登録簿とリンクさせ、登録された法主体については、登録簿に記載されている氏名が、貸付証書における債務者の氏名として記載されることが確保される。

(2) 施行規則の制定

登録制度に関する主要な改正点の二つめは、改正案 9 - 413 条〔9 - 528 条〕が、関係当局あるいは登録所に対して、第 9 編の施行規則の制定を義務付けている点である。

すなわち、現行 9 - 402 条 (1) は、貸付証書は第 9 編が定める要件を満たしている場合にのみ有効であると定めている。しかし、貸付証書が当該要件を満たしていない場合に登録所は貸付証書の受理を拒否できるか等、登録所の権限については何ら明確な定めをおいていない。このため、多くの州の登録所は、登録について独自のガイドラインを定め、貸付証書が当該ガイドラインにしたがっていないと、その受理を拒否しているというのが現状である⁵¹。ところが、そこにメディア・ニュートラルな登録制度が導入されると、ガイドラインには、さらに、技術、手続両面にわたり、登録にあたって遵守すべき事項が付け加えられ、ために、不受理件数も、一層増加することが予想される。このような事態を放置しておく、特に、アメリカ合衆国全土にわたって与信事業を展開している者にとっては、登録コストは、増加の一途を辿ることになる^{52 53}。そこで、各州登録所の執務基準の統一を図るべく、まず、改正案 9 - 403 条〔9 - 521 条 (a)、9 - 515 条 (b)〕は、登録所が貸付証書の受理を拒否できる場合を限定列挙している。さらに、改正案 9 - 413 条〔9 - 528 条〕は、関係当局あるいは登録所に対して、第 9 編の施行規則の制定を義務付けるとともに、各州間での統一を図るべく、その制定に際しては、他州の関係当局等と協議することをも、合わせて義務付けている。

(3) その他の改正点

登録制度は第 9 編の核心をなしているが、登録制度がその機能を十全に果たすためには、登録されている情報に簡易、迅速にアクセスでき、そして、正確な情報が得られることが必要である。しかし、多くの州では、登録所が閲覧希望者の検索要求に迅速に回答しなかったり、あるいは、誤った回答をする等、登録制度が機能不全を起こしている⁵⁴。このため、この点を改正すべく、改正案 9 - 407 (b)

⁵¹ たとえば、オレゴン州の登録所は、登録所に提出する書類は 8 インチ半 × 14 インチを越えない大きさの 20 ポンドのボンド紙でなければならないと定めている (Adams et al., supra note 43 at 907)。

⁵² Ibid .

⁵³ 登録の場所について、現行 9 - 401 条 (1) は、州務長官事務所 (Secretary of State) を登録場所とする全州一元的登録体系を採用するか、それに加えて債務者が居住する郡 (county) の事務所にも登録を義務付ける地方的登録併用体系を採用するかについては、各州の選択に委ねている。しかし、登録コスト削減のために、改正案 9 - 401 条 (a)〔9 - 501 条 (a)〕は、全州一元的登録体系のみを採用している。

⁵⁴ Steven L. Harris and Charles W. Mooney, supra note 14, at 573-574.

〔9 - 523 条 (b)〕は、

「登録所は、以下の情報を、何人であれ、それを請求する者に対して、伝達しなければならない。

- (1) 登録所が当該請求を受け付けた日の 3 営業日前以降の日付であって、かつ、登録所が特定する日時の登録に、特定の債務者を示し、あるいは、その旨の請求がある場合には、請求において特定された住所における特定の債務者を示し、かつ、9 - 403 条において期間が満了しておらず、かつ、9 - 404 条において無効にもなっていない貸付証書が存在するか否か、
- (2) 各貸付証書の登録の日時、および
- (3) 各貸付証書に含まれている情報」

と定めている。そして、登録制度の良否は、どれだけ新しい情報を得られるかに係っていることから、登録所は、(b)〔(b)〕の情報提供を、請求を受けてから 2 営業日以内に行わなければならない(同条 (d)〔同条 (e)〕)。さらに、登録されている情報に対するアクセスを容易にするため、同条 (e)〔同条 (d)〕は、関係当局あるいは登録に対して、最低一週間に一度、公衆に開放する形で、登録された記録のコピーの売却等を行うことを義務付けている。

7 . 最後に 方針をめぐる疑問

現行 UCC 第 9 編の基本方針は、動産担保権の設定、実行等を容易なものとすることにある。そして、以上、述べたところから明らかなように、改正案の個々の条文を見た限りでは、第 9 編の担保目的物の対象を拡大する等、改正案においても、現行法の基本方針は維持されていると言ってよいであろう。しかし、他方、このような改正案では、債務者は、戦略的に担保権を設定することによって、以前にも増して、無担保債権者に対する配当の源資となる財産を限りなくゼロにすることができるようになるとの批判もなされている⁵⁵。そこで、改正案も、その前書きにおい

⁵⁵ 第 9 編にあっては、担保権が対抗力を具備するためには、担保権が成立していることが必要である(9 - 303 条 (1))。しかし、登録は担保権が成立する前であっても可能であるため、後に成立した担保権であっても、その登録が先であれば、先に成立し対抗力も具備した担保権に優先する(9 - 312 条 (5) (a))。さらに、将来の貸付債権をも被担保債権の範囲に含めることが可能であるばかりでなく(9 - 204 条 (3))、将来の貸付が、担保権自体が対抗力を具備している間に行われたものであれば、当初の約定に基づいて行われたか否かを問わず、当初になされた貸付と同順位の優先権が与えられる(9 - 312 条 (7))。このように、第 9 編は最初に登録された担保権の「一人勝ち」を認める仕組みをとっているため、無担保債権者のためには何も残されていないという状態になる。そこで、以前より、債務者の財産のうち一定割合を無担保債権者のために留保させるべく、様々な提案が行われており、これらは、まとめて、"carve-out"提案とよばれている(Lisa M. Bossetti and Mette H. Kurth "Professor Elizabeth

て、そもそも、改正第9編においても、現行の優先権のスキーム 対抗力を具備した担保権はリーエン債権者 (lien creditor) の権利に優先し、対抗力を具備していない担保権はリーエン債権者の権利に劣後する を維持すべきかという疑問を呈している^{56 57}。

以 上

Warren's Article 9 Carve-Out Proposal: A Strategic Analysis" 30 U.C.C.L.J. 4 (1997))、

⁵⁶ 改正案 xxi 頁

⁵⁷ Elizabeth Warren 教授は、現行9 - 301 条は、対抗力を具備した担保権は、リーエン債権者による執行に際して、当該担保権に服している担保目的物の価値の20パーセントまでは劣後する旨改正されるべきであるとの"carve-out"提案を行った。なお、同教授の提案については、別稿を予定している。